別表第五埼玉の款春日部の項管轄区域の欄中「北葛飾郡（越谷公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を「白岡市、北葛飾郡（越谷公共職業安定所の管轄区域を除く。）」に改め、同表静岡の款清水の項管轄区域の欄中「、富士市のうち北松野、中野台、南松野、木島、岩淵、中之郷」を削り、同款富士の項管轄区域の欄中「清水公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削り、同表広島の款広島の項管轄区域の欄中「大竹公共職業安定所」を「廿日市公共職業安定所」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行ったものとみなす。

第三条　この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行ったものとみなす。

○厚生労働省令第百三十七号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種」を「ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種」に、「第三章　急性灰白髄炎の予防接種（第十二条）　第四章　麻しん及び風しんの予防接種（第十三条・第十四条）」を「第三章　麻しん及び風しんの予防接種（第十二条・第十三条）」に、「第五章」を「第四章」に、「第十五条・第十六条」を「第十四条・第十五条」に、「第六章」を「第五章」に、「第十六条の二」を「第十六条」に、「第七章」を「第六章」に改める。

第八条中「破傷風、急性灰白髄炎」を「急性灰白髄炎、破傷風」に、「第七章まで」を「第六章まで」に改める。

第二章の章名中「百日せき」を「百日せき、急性灰白髄炎」に改める。

第九条第一項及び第二項中「初回接種は、」の下に「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は」を加え、同条第六項中「百日せき」の下に「若しくは急性灰白髄炎」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「初回接種は、」の下に「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は」を加え、「第一項」を「、ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「初回接種は、」の下に「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「初回接種は、」の下に「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は」を加え、「第一項」を「、ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎及び破傷風について又は百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　急性灰白髄炎の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するか、又は、不活化ポリオワクチンを二十日以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

4　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

第十条第一項中「前条の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて」を「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン」に、「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを」を「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、急性灰白髄炎の第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は不活化ポリオワクチンを前条の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて」に改め、同条第二項中「、百日せき」の下に「、急性灰白髄炎」を、「追加接種は、」の下に「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを」を加え、「、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを」を削る。

第十条第三項を次のように改める。

3　ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、急性灰白髄炎及び破傷風について又は百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第十条に次の一項を加える。

4　ジフテリア及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを、ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について又は急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第三章を削る。

第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

第四章を第三章とする。

第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第五章を第四章とする。

第十六条の二を第十六条とする。

第六章を第五章とし、第七章を第六章とする。

附則に次の一条を加える。

（急性灰白髄炎の臨時の予防接種の特例）

第七条　急性灰白髄炎の臨時の予防接種は、当分の間、第八条の規定にかかわらず、経口生ポリオワクチンを経口投与することができることとし、その場合の接種方法及び接種量は、別に定める。この場合において、第三条第二項中「及び多圧針」とあるのは、「、多圧針及び経口投与器具」とする。